



埼玉県報

第462号
令和5年(2023年)
11月6日
月曜日

目次

告示

- 清算法人上福田土地改良区の清算人退任届（東松山農林振興センター）
- 清算法人上福田土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示（建築安全課）

告示

埼玉県告示第千二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項の規定において
準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した清算法人上福田土地改
良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
	岩崎 千秋	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千七百七十八番地
	松本 知義	同 同 三千二百九十二番地二
	岩崎 文雄	同 同 三千二百九番地
	石川 宇一	同 同 二千七百四十九番地
	神山 昌美	同 同 三千三百二十四番地
	木村 秀夫	同 同 二千九百十二番地
	小久保 透	同 同 三千七百三十八番地
	堀口 壽雄	同 同 三千六百七十九番地二
	堀口 静弘	同 同 二千百五十二番地三
	吉田 辰雄	同 同 三千三百六十六番地二
	吉田 昇	同 同 三千二百二十八番地七
	吉田 政史	同 同 三千三百四番地
	吉田 洋一	同 同 二千八百十二番地

告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、清算法人上福田土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
監事	吉田 政彦	埼玉県比企郡滑川町大字福田二千七百六十七番地
監事	神山 松男	同 同 二千三百五十七番地
監事	岩崎 富夫	同 同 三千三百三十二番地

告 示

埼玉県告示第千二百九十三号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

鴻巣市広田中央特定土地区画整理事業地内

四 作業期間

令和五年八月二十九日から令和六年三月四日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十四号

測量計画機関である吉見町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

吉見町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

吉見町全域（三十八・六四平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年十月十五日から令和六年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十五号

測量計画機関である嵐山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

嵐山町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

嵐山町全域（二十九・九二平方メートル）

四 作業期間

令和五年十月十五日から令和六年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十六号

測量計画機関である埼玉県本庄県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県本庄県土整備事務所

二 作業種類

公共測量 三級基準点測量（移転一点）

三 作業地域

児玉郡美里町大字小茂田地内

四 作業期間

令和五年十月十六日から令和六年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

埼玉県川越市大字古谷本郷地先

四 作業期間

令和五年七月十九日から令和五年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十八号

令和五年埼玉県告示第六百十号で公示した公共測量は、令和五年九月二十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百九十九号

令和五年埼玉県告示第三百五十号で公示した公共測量は、令和五年九月三十日終了した旨測量計画機関である東日本総合計画株式会社から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（境界点座標変換業務）

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内（緑区大字中野田地内外）

四 作業期間

令和五年九月二十日から令和六年三月十五日まで

告示

埼玉県告示第千三百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

令和五年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県さいたま市中央区上落合六丁目一番十二号

株式会社日産サテイオ埼玉 代表取締役社長 河 岸 正 和

ロ 敷地の位置

従前地 埼玉県坂戸市大字片柳字西ヶ谷戸千七百二十六番一、千七百二十九

番一、千七百三十番一、千七百三十番三、千七百三十一番一、千七百

三十一番二、千七百三十二番二及び千七百三十二番三

仮換地 埼玉県坂戸市片柳土地地区画整理事業九十六街区十、十一、十二及び

十五画地

底 地 埼玉県坂戸市大字片柳西ヶ谷戸千七百三十番一の一部、千七百二十

九番三の一部、千七百三十番三、千七百三十一番二の一部、千七百三

十一番一、千七百三十二番三、千七百三十二番七の一部、千七百三十

二番一の一部、千七百二十八番、千七百二十二番六の一部及び千七百

二十七番二の一部

ハ 建築物の用途

自動車販売店舗、自動車修理工場及び自動車車庫

二 意見の聴取の期日

令和五年十一月十日（金）

午後二時から

三 意見の聴取の場所

埼玉県坂戸市千代田一丁目二番三号

坂戸市立中央公民館 学級室C